

建築基準法施行規則の一部を改正する省令案等に対する パブリックコメントに対する意見について

(社)日本建築士会連合会

1 建築基準法施行規則の一部を改正する省令案

一 建築設備雄等に係る申請図書の簡素化

(1) 構造計算概要書の廃止

構造計算概要書の廃止に賛成である。但し、構造計算書本体に構造計画・設計方針を記載することとされたい

(2) 建築設備に係る確認申請図書の種類及び明示すべき事項の簡素化

排煙設備の構造詳細図等についても明示すべき事項の簡素化を図られたい

ガス消費機器等他の法令に係る建築設備についても構造詳細図等の提出を不要とされたい

空調、換気ダクト等の静圧計算書について、枝管までの詳細計算書の提出を不要とされたい

二 軽微な変更の見直し

第二号の規定について、敷地面積の減少も対象とされたい

第八号に規定する横架材として、大梁も対象とされたい

2 確認審査等に関する指針等の一部を改正する告示案

一 確認申請等に関する指針の改正

(1) 確認申請図書の補正の対象の拡大等

意見なし

(2) 確認審査と構造適合性判定審査の平行審査を可能とする見直し

確認審査と適判審査との並行審査による手戻りなど、申請者の負担が増えるなど混乱しないよう、平行審査の開始時期を明確にされたい。

二 確認審査等に関する指針に従って確認審査等を行ったことを証する書類の様式について

三 構造計算概要書などの様式について

意見なし

3 その他

一 建築士事務所などにおける設計図書の保存期間の短縮について

建築士法施行規則第 21 条第 5 項等に規定する図書の保存期間 (15 年) を短縮されたい